

平成28年 第4回定例会 意見案一覧

整理 番号	意見案	発議	各派の態度				
			自	民	結	公	共
1	私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を求める意見書	政 審	○	○	○	○	○
2	2次医療圏の設定に関する意見書	政 審	○	○	○	○	○
3	精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書	保健福祉	○	○	○	○	○

※自(自民党・道民会議)、民(民主党・道民連合)、結(結志の会)、公(公明党)、共(日本共産党)

私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を求める意見書

私立専修学校各種学校（以下、「私立専修学校等」という。）は、時代に伴い変化する産業や地域社会の要請に応え、職業に必要な知識・技術・技能について実践的な教育を行い、即戦力となる専門的職業人の育成に努め、地域の産業・経済の発展や文化の振興等に貢献している。

また、職業資格者を養成する教育機関として、社会人のキャリアアップ等の学習機会の提供や国や本道が行うキャリア教育の補完等のもとより、厚生労働省の行う離職者対策事業や文部科学省の行う成長分野における人材育成のためのシステム構築等においても重要な役割を果たしている。

このような中、本年6月2日に閣議決定された、「日本再興戦略2016」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「ニッポン一億総活躍プラン」においては、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が明記され、平成31年度の開学に向けた具体的な制度設計が本格的に開始されたところであるが、奨学金制度の充実など、全ての子どもが希望する教育を受けられる環境の整備について、さらに取り組む必要がある。

よって、国においては、働き方改革等を通じて地方創生と一億総活躍社会の構築を達成するという観点から、地域産業を担う専門的職業人材を育成するための教育がさらに重要性を増していることや、私立専修学校等が学校教育法第1条に規定されていないため、大学等と比較し、さまざまな格差が生じている現状等に鑑み、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 私立専修学校等における実践的な職業教育の質保証・向上を図り、多様な社会的要請に応えていくため、平成26年4月から開始された「職業実践専門課程」認定制度を着実に推進するとともに、「実践的な職業教育に特化した新たな高等教育機関」の具体的な制度設計について、本年5月30日に中央教育審議会が取りまとめた答申を踏まえながら、確実に所要の制度上の措置を講ずること。
- 2 意欲と能力のある専修学校の学生が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、経済的な困窮者を対象とした授業料減免措置の恒久的な支援策を講ずるとともに、「実践的な職業教育に特化した新たな高等教育機関」の制度化に当たり、公的助成、奨学金制度等について、既存の大学等との整合性を図ること。
- 3 少子化や深刻な経済・雇用情勢等に伴い、私立専修学校等を取り巻く環境はますます厳しさを増していることから、経営基盤安定のための新たな財政支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

2次医療圏の設定に関する意見書

国が設置した「医療計画の見直し等に関する検討会」では、今月7日に第7次医療計画の「医療計画作成指針」等の見直しが必要と考えられる事項を中心に意見の取りまとめが行われた。

その「意見のとりまとめ(案)」の中で、2次医療圏の設定については、「人口規模が20万人未満であり、且つ、二次医療圏内の流入入院患者割合が20%未満、流出入院患者割合が20%以上となっている二次医療圏については、入院医療を提供する区域として成り立っていないと考えられるため、設定の見直しについて検討する。」としている。

広域分散型で人口減少や高齢化が進行する北海道において、人口要件を絶対的な要件として2次医療圏を見直すことは、広大な医療圏を設定せざるを得ないこととなり、2次医療圏に求められる機能を考慮すると、実情にそぐわないものである。

よって、国においては、2次医療圏の見直しに当たっては、人口規模だけではなく、面積や自然環境等の地理的条件、交通事情等の社会的条件を踏まえて検討することとし、都道府県の自主的な判断に基づく柔軟な取り扱いが可能となるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 各通

北海道議会議長 遠藤 連

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書

障害者基本法は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的理念を定めている。

また、障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を社会において推進することを目的とした、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行された。

障がい者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。

このため、鉄道、バスを初めとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障がい者及び知的障がい者を適用対象とするものであって、精神障がい者を対象とするものは極めて少なく、大きな格差が生じている。

よって、国においては、公共交通機関の運賃割引制度について、交通事業者に対し、精神障がい者も、身体障がい者及び知的障がい者と同様に適用対象とすることを働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

各通

北海道議会議長 遠藤 連